
安治川右岸(桜島入堀上流)における 河川空間の利活用

1. 水辺の賑わいづくり事業の経過等
2. 事業区域における河川空間の利活用に際しての留意事項

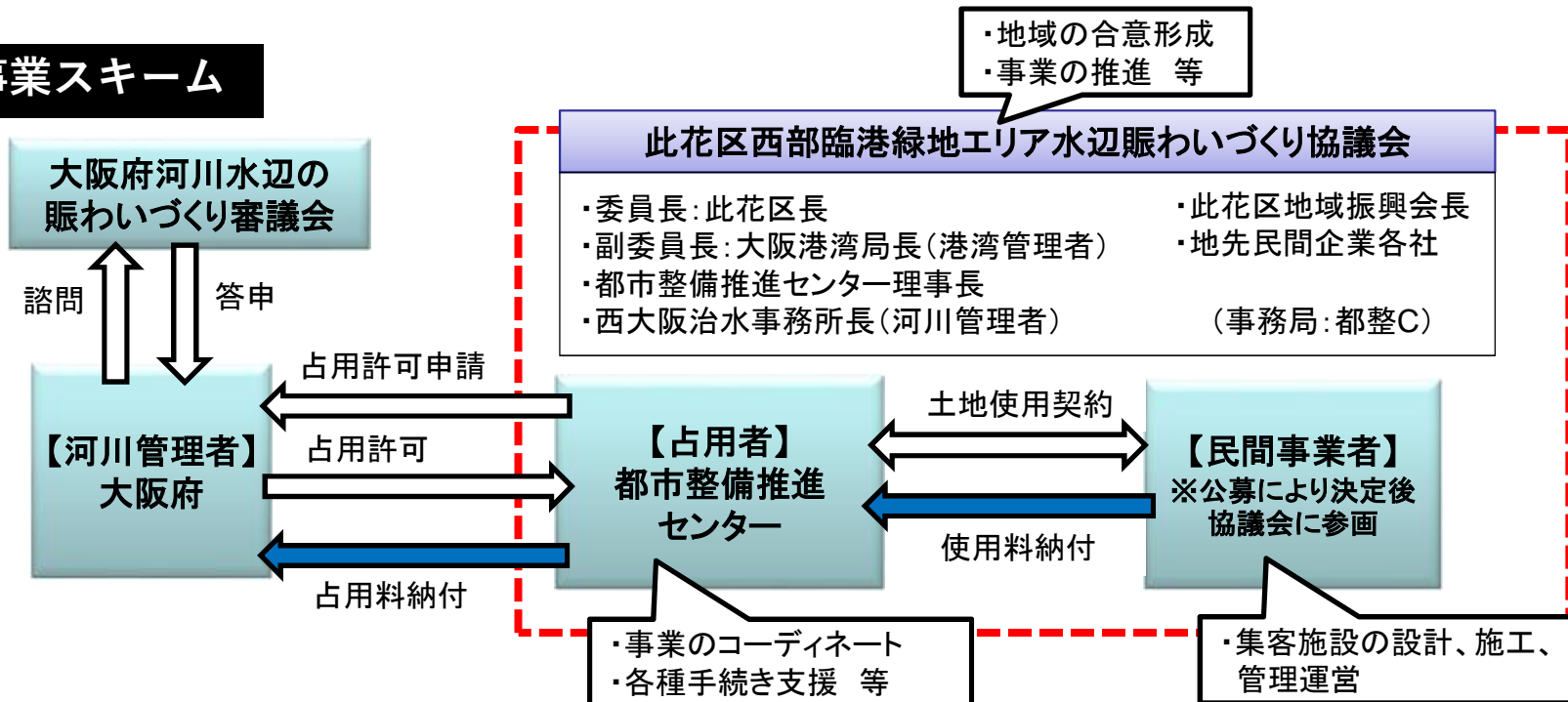
1. 水辺の賑わいづくり事業の経過等

経過

- 令和2年度～ 此花区、大阪港湾局により水辺の賑わいづくりの検討を開始
- 令和3年12月1日 第1回協議会(協議会の設立)
- 令和3年12月24日 第2回協議会(水辺賑わいづくり構想の承認)
- 令和4年1月17日 大阪市長(此花区)から大阪府(河川管理者)に対して都市・地域再生等利用区域指定に係る要望書提出
- 平成4年1月26日 大阪府河川水辺の賑わいづくり審議会において都市・地域再生等利用区域の指定に係る審議(本日)



事業スキーム

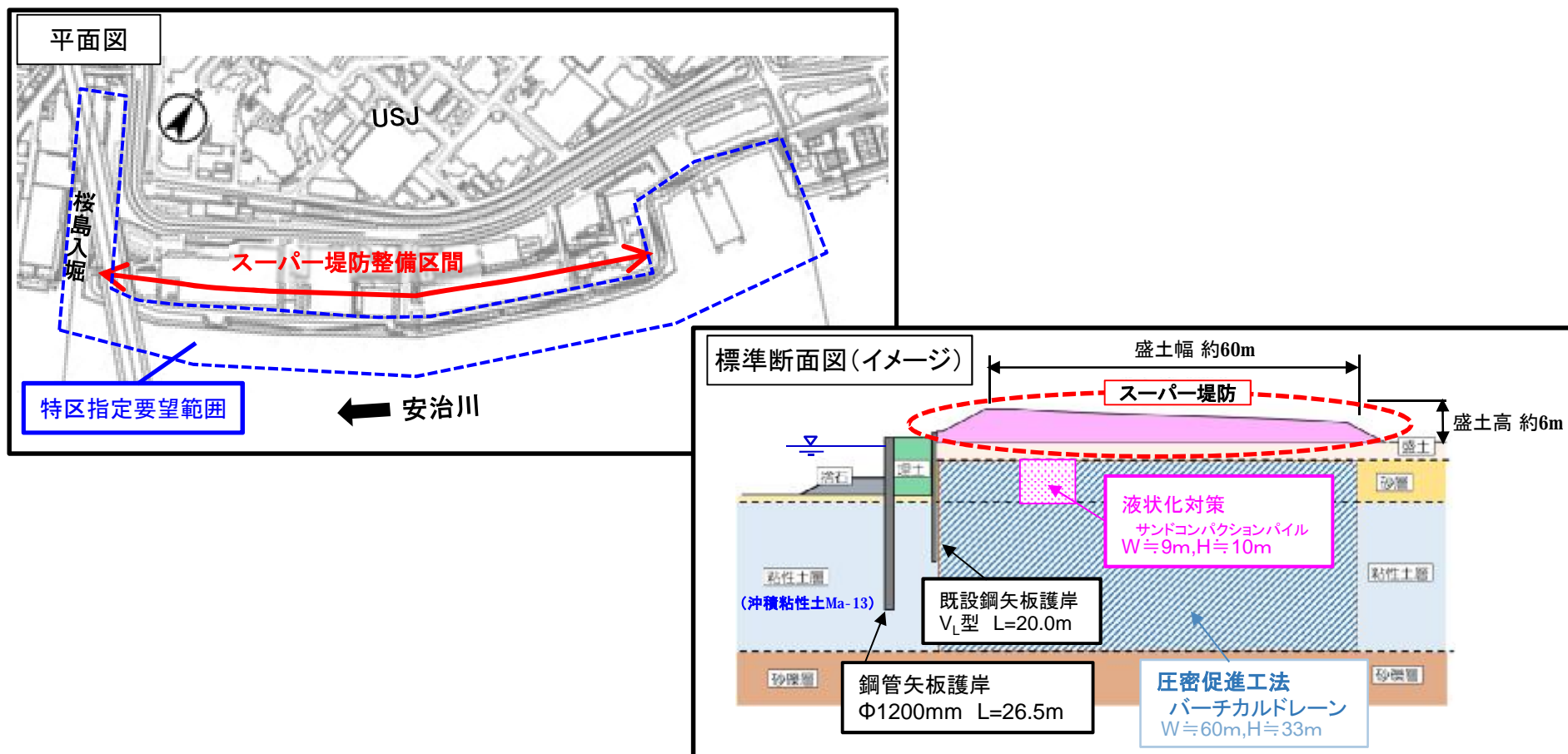


2. 事業区域における河川空間の利活用に際しての留意事項

護岸・堤防の安全性の確認 ～大阪府河川構造物等審議会における審議～

はじめに

- 当該賑わいづくりの事業エリアでは、平成9～14年度に鋼管矢板護岸背面でスーパー堤防を整備。
- スーパー堤防の施工中に鋼管矢板護岸の変状が発生したため、平成13年から現在まで継続して護岸天端の変状計測を実施。
- 令和3年度に「大阪府河川構造物等審議会」を開催し、護岸の変状の状況および護岸及び堤防の安定性について確認を行った。



2. 事業区域における河川空間の利活用に際しての留意事項

現状における護岸の損傷状況

- 鋼管矢板護岸の変位に伴い、**低水護岸部に亀裂や段差などの損傷が発生。**



2. 事業区域における河川空間の利活用に際しての留意事項

令和3年度 大阪府河川構造物等審議会における審議結果

《諮問》 安治川(此花西部臨海地区)護岸について

- ・ 安治川(此花西部臨海地区)護岸における現状の安全性について

【安全性評価結果】

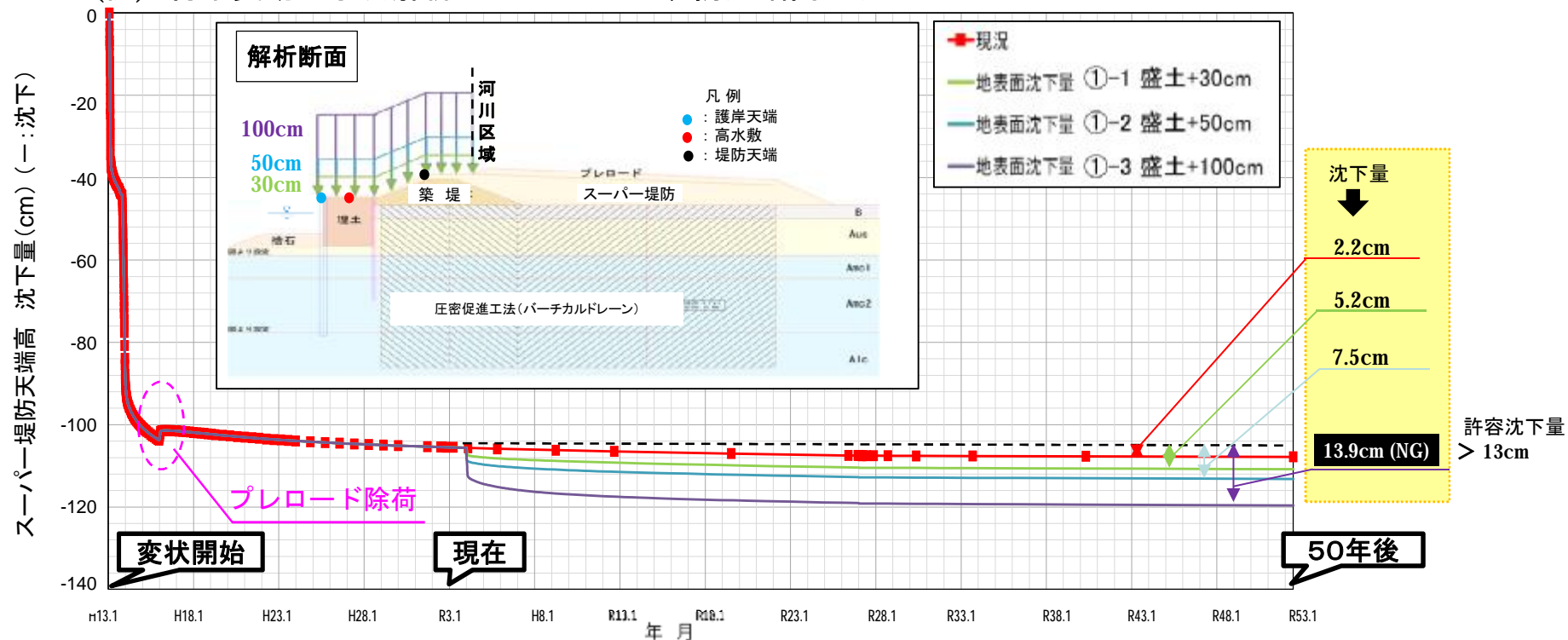
■ 将来変動量予測解析による護岸・堤防の性能照査

- ・ 将来変動量予測解析による性能照査の結果、通常利用(上載荷重 $1.0\text{tf}/\text{m}^2$ ($9.8\text{kN}/\text{m}^2$))までは、**将来(50年後)において、護岸及び堤防部において大きな変状は発生せず、目標性能(必要天端高)を満足することを確認。**

■ 護岸・堤防の安定性照査

- ・ 安定性照査結果より、**護岸及び堤防の安定性が確保されていることを確認。**

(例) 将来変動量予測解析によるスーパー堤防天端高の沈下量



2. 事業区域における河川空間の利活用に際しての留意事項

令和3年度 大阪府河川構造物等審議会における審議結果

【大阪府河川構造物等審議会 答申文(抜粋)】

- 1 大阪府が実施した安治川(此花西部臨海地区)護岸における現状の安全性については、変状が収束しており、通常利用(上載荷重 $1.0\text{tf}/\text{m}^2$ ($9.8\text{kN}/\text{m}^2$))までは、将来にわたって利用可能であることを確認した。
- 2 あわせて、下記の意見を付帯する。
 - ・今後の河川区域等の利活用にあたっては、護岸及び堤防に影響がないことを確認すること。

【護岸利用可能な標準断面(イメージ)】

